

# 神石高原町地域公共交通計画



令和7年3月

神石高原町

# 神石高原町地域公共交通計画(本編) 目次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1-1 計画策定の背景 .....	1
1-2 計画の策定主体 .....	1
1-3 計画の区域 .....	1
1-4 計画の期間 .....	1
1-5 計画の位置づけ .....	2
<b>第2章 地域公共交通の改善を通じて目指す姿と基本的な方針</b> .....	<b>3</b>
2-1 地域公共交通に係る課題 .....	3
2-2 目指す姿(神石高原町の将来像) .....	12
2-2-1 5年後に地域公共交通計画が達成された「神石高原町の将来像」 .....	12
2-2-2 地域公共交通の改善を通じて神石高原町が目指す姿 .....	14
2-2-3 神石高原町における地域公共交通の定義 .....	14
2-3 神石高原町の地域公共交通の役割と交通結節エリア .....	15
2-3-1 地域公共交通の将来ネットワーク .....	15
2-3-2 地域公共交通の役割と維持・確保の方向性 .....	16
2-3-3 交通結節エリア .....	17
2-3-4 地域公共交通確保維持事業の必要性 .....	17
2-4 地域公共交通計画の基本方針 .....	18
<b>第3章 地域公共交通計画における目標と評価指標</b> .....	<b>19</b>
3-1 地域公共交通計画の目標 .....	19
3-2 評価指標(KPI) .....	19
3-3 施策体系 .....	20
3-4 施策・事業 .....	22
<b>第4章 事業実施スケジュールと計画の評価・検証方法</b> .....	<b>27</b>
4-1 事業実施スケジュール .....	27
4-2 計画の目標と評価指標 .....	28
4-3 地域公共交通計画の推進体制と事業進捗状況の評価・検証 .....	30
4-3-1 地域公共交通計画の推進体制 .....	30
4-3-2 事業の評価と見直しのサイクル .....	31
<b>付属資料</b> .....	<b>32</b>
神石高原町地域公共交通協議会規約 .....	32
神石高原町地域公共交通協議会委員名簿 .....	34

---

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1-1 計画策定の背景

- 全国的な人口減少やモータリゼーション等による地域公共交通の長期的な利用者の落ち込みに加え、新型コロナウイルスによるライフスタイルの変化の影響により、地域公共交通の維持・確保が厳しくなっている現状を踏まえ、国は地域の関係者の連携・協働＝「共創」を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進めるため、令和5（2023）年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正した。
- この法改正に伴い、「地域の関係者相互間の連携に関する事項」について地域公共交通計画への記載が努力義務化され、地域公共交通を取り巻く関係者同士の連携のもと、地域公共交通を維持・確保することの必要性が示された。
- 神石高原町（以下「本町」という）には、町内外を結ぶ民間バス、町営バス、ふれあいタクシー（本町が実施するタクシー助成事業の名称）等の多様な公共交通機関が存在する。しかしながら、各地区は進行する高齢化や人口減少といった課題を有しており、継続可能で住民の生活に即した運行サービスを検討し実現する必要がある。また、今後は公共交通施策だけでなく、医療、高齢者福祉、学校教育、観光、小さな拠点づくり等の分野横断的な連携施策によって、地域課題を解決する必要がある。
- 以上を踏まえ、住民の移動ニーズ及び本町の地域公共交通サービスや上位・関連計画等を整理し、関係主体による議論を重ねた上で、今後の新たな地域公共交通のマスタープランとなる「神石高原町地域公共交通計画」を策定した。

### 1-2 計画の策定主体

- 神石高原町

### 1-3 計画の区域

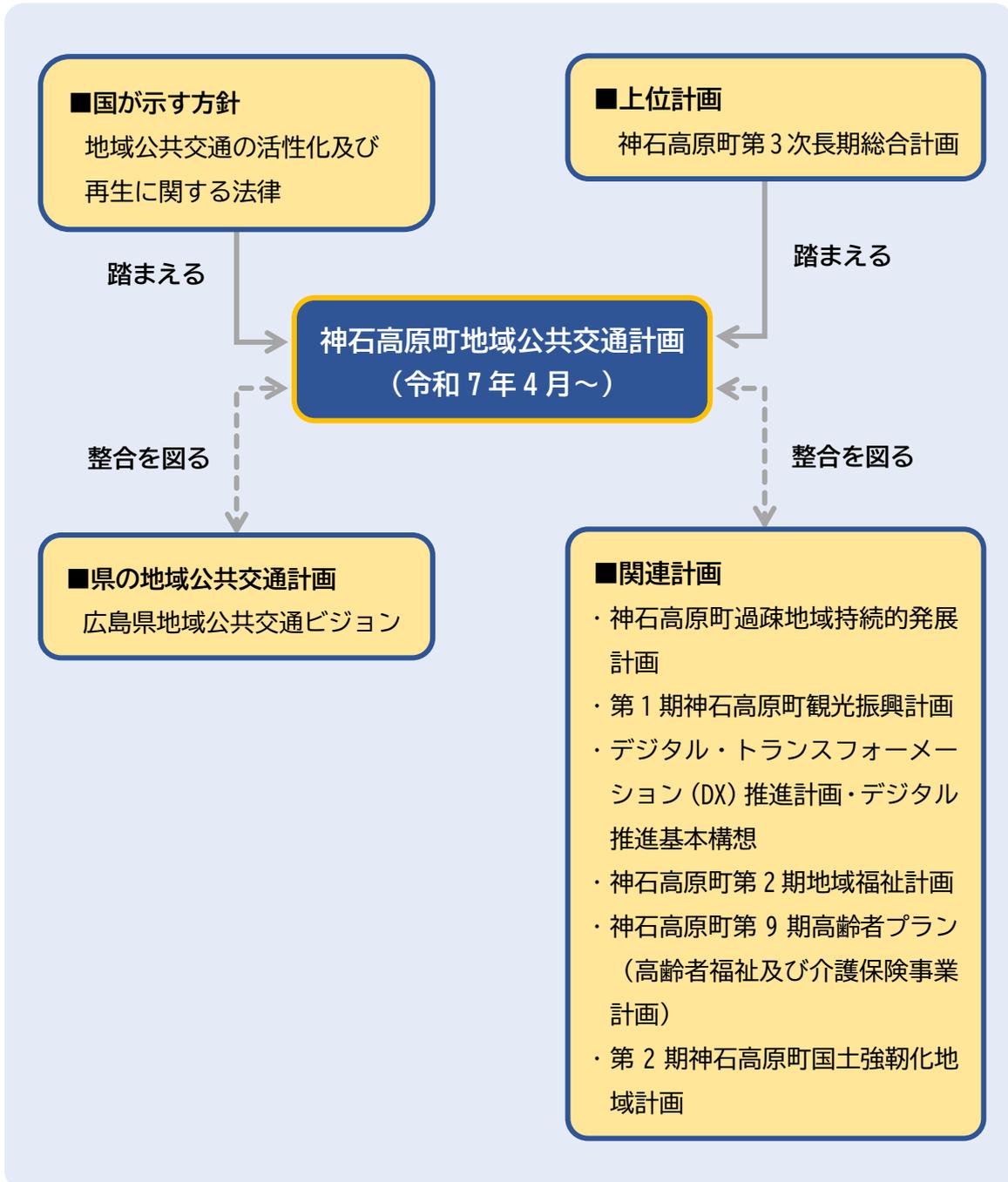
- 町全域及び本町と結びつきが強い周辺市

### 1-4 計画の期間

- 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間

## 1-5 計画の位置づけ

○本計画は、改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の第5条に規定する「地域公共交通計画」として策定するもので、「神石高原町第3次長期総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画との整合に配慮して策定を行った。



図表 1 地域公共交通計画と上位・関連計画等との関連図

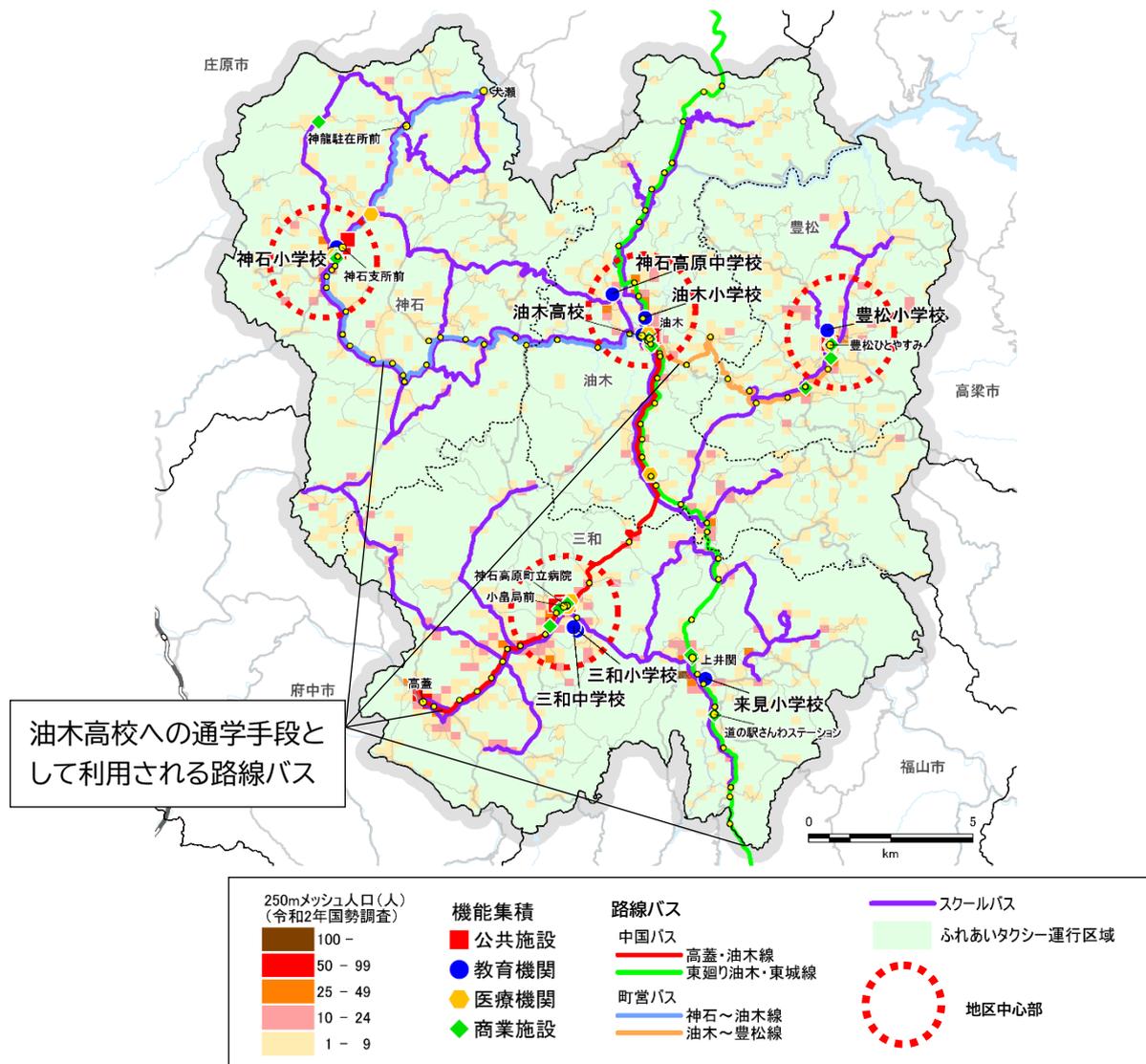
## 第2章 地域公共交通の改善を通じて目指す姿と基本的な方針

### 2-1 地域公共交通に係る課題

○本町の現状、上位・関連計画で示すまちづくりの方向性、地域公共交通の特徴や問題点を踏まえ、本計画において取り組む課題を次のように整理する。

#### 課題1 高齢者や児童・生徒等の移動制約者の日常生活における移動手段の確保

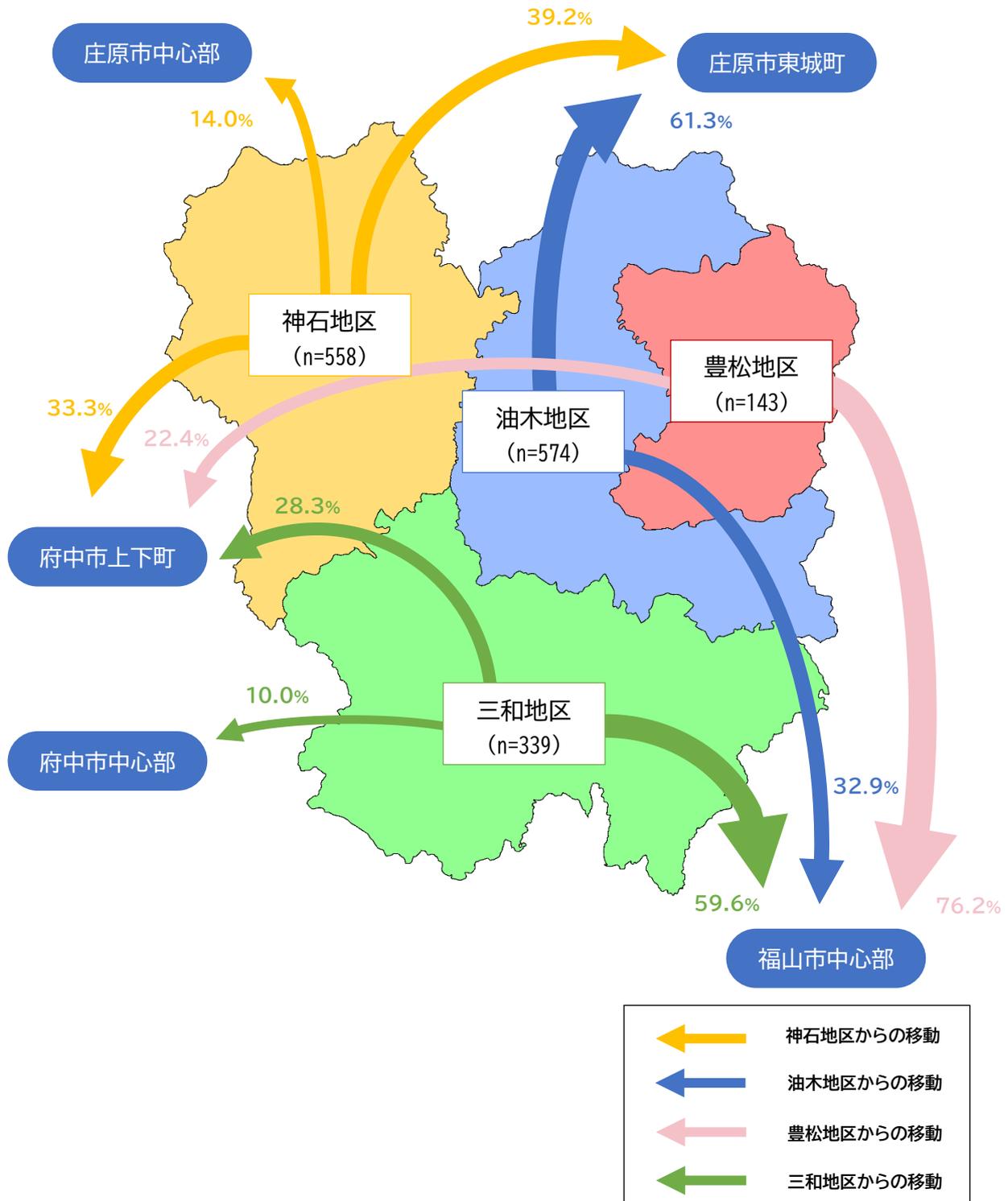
- 地域公共交通の主な利用者層である高齢者の通院や買い物等の目的地となっている各地区の中心部及び生活圏としての結びつきが強い周辺市との連絡を、路線バス（中国バス、町営バス）やふれあいタクシー等を組み合わせながら維持・確保する必要がある。
- 地域公共交通のもう一つの主な利用者層である高校生（特に、県立油木高等学校へ通学する生徒）の通学手段を維持・確保する必要がある。
- 町内の小・中学校（小学校5校、中学校2校）では、徒歩や自転車で通学することができない児童・生徒を対象にスクールバスが運行されているが、運転者不足や燃料費の高騰等による運行委託費の増加が見込まれることなどから、今後の通学手段の確保が課題となっている。



図表 2 路線バス及びスクールバスの運行ルートと地区中心部

## 課題2 地区によって異なる生活圏への対応

- 各地区の町外の主な通院先が、神石地区、油木地区は庄原市、豊松地区、三和地区は福山市となっているなど、地域公共交通サービスの提供にあたっては地区によって異なる生活圏と移動ニーズを考慮することが必要である。

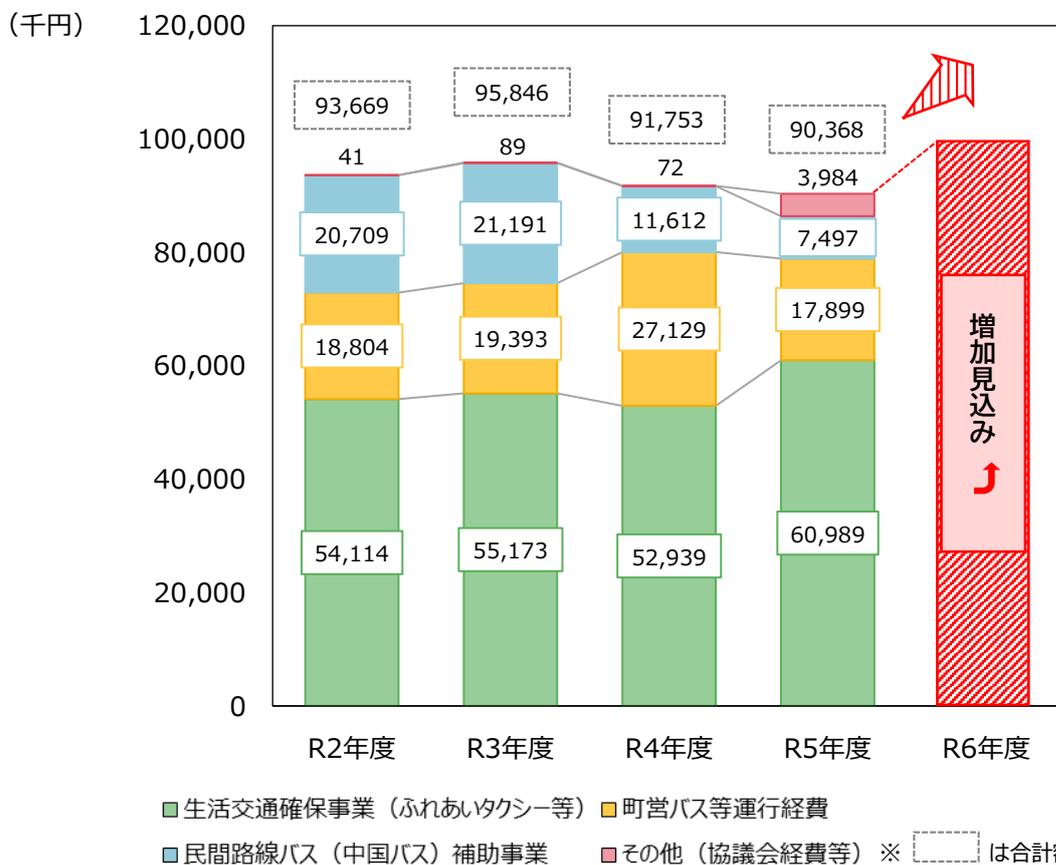


(出典) 町外医療機関通院者支援事業利用実績 (R5.7~R6.6)

図表 3 地区別の町外の主な通院先

### 課題3 交通資源の総動員による地域公共交通の運行効率化

- 燃料費や人件費、物価等の高騰により、地域公共交通の維持に係る町の負担額は今後も増加する可能性が見込まれるため、地域公共交通のサービス水準と町負担額のバランスに配慮し、運行の効率化を図りながら、ニーズに応じたサービスを展開していくことが求められる。



(出典) 神石高原町資料

図表 4 地域公共交通に係る町負担額の推移

- 町営バスは油木高校へ通学する生徒の利用が主で、時間帯によっては車両の大きさが利用実態に見合っていないため、日中の運行形態の見直しや車両のダウンサイジング等による運行の効率化が必要である。
- 町営バスをはじめ、ふれあいタクシー、スクールバスの運行等、多様な事業を受託している交通事業者があり、運転者や車両といった輸送資源の確保が課題となっている。

(単位: 人)			
路線名	朝の便※1	帰宅便※2	他の便
神石～油木線	16.2	6.8	0.5
油木～豊松線	5.5	2.5	0.3

※1: 神石～油木線「犬瀬」7:13 発 (油木行)  
油木～豊松線「豊松ひとやすみ」7:50 発 (油木高校行)  
※2: 神石～油木線「油木」16:05 発 (神石支所行)、18:30 発 (犬瀬行)  
油木～豊松線「油木高校」16:03 発、18:30 発 (豊松ひとやすみ行)

(出典) 神石高原町町営バス利用状況 (R5 年度)

1日当たり平均利用者が1.0人未満

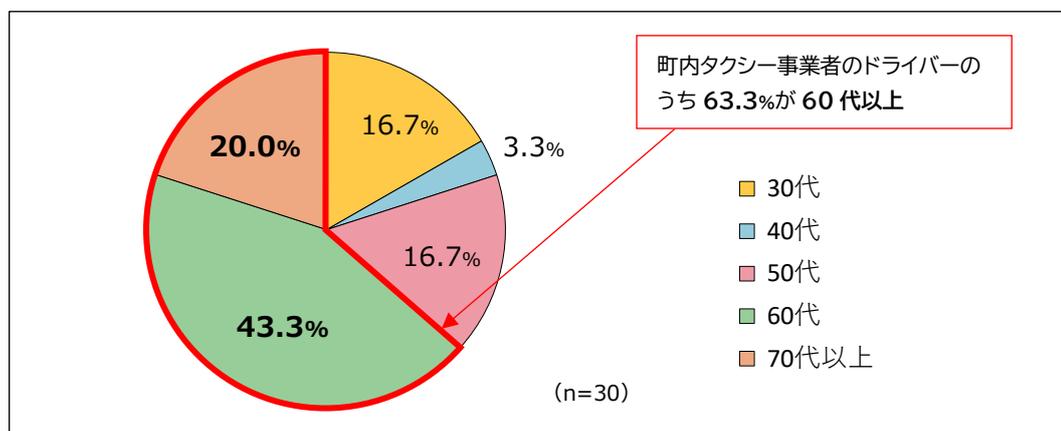


町営バス

図表 5 町営バスの平日の便別1日当たり平均利用者数 (R5 年度)

#### 課題4 地域公共交通の持続性向上

- ふれあいタクシー事業と町外医療機関通院者支援事業を持続可能にするため、今後、燃料費の増加やドライバー不足等により負担額が増加することが見込まれるため、利用者の負担額や本町の財政負担のあり方を見直す必要がある。路線バス、タクシー、スクールバス等のドライバーが高齢化する一方で、新規ドライバーの確保が難しくなっており、交通事業者と行政が連携して人材の確保、育成に取り組む必要がある。



(出典) 町内タクシー事業者アンケート調査結果 (R6 年実施)

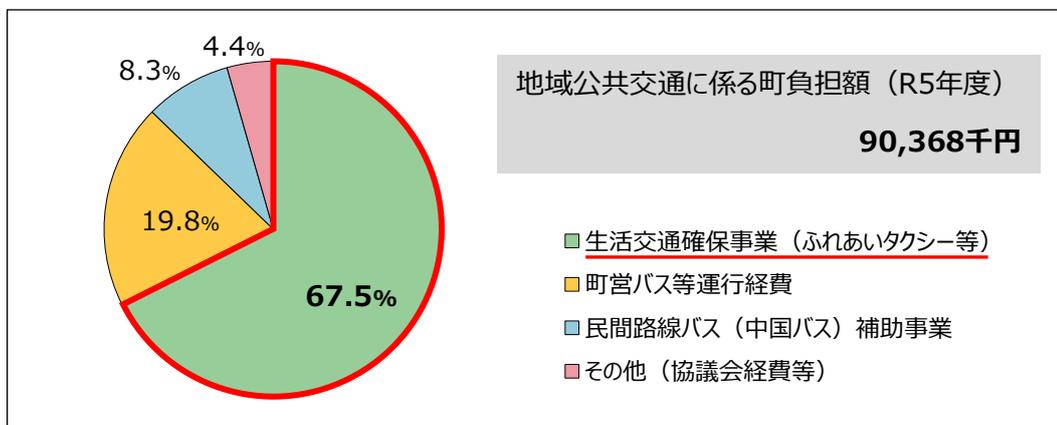
図表 6 町内タクシー事業者のドライバーの年代

- 定年退職者の補充ができない (8 者中 2 者が回答)
- 募集しても応募がない (8 者中 3 者が回答)

(出典) 町内タクシー事業者アンケート調査結果 (R6 年度実施)

図表 7 ドライバー不足の理由 (一部抜粋)

- 地域公共交通に係る本町の財政負担額の多くは、生活交通確保事業 (ふれあいタクシー等) に係る費用が占めている。地域公共交通に対する需要とそれに対するコストがどれくらい、それを誰がどう負担していくのかという採算性等も考慮した持続可能な地域公共交通の確立に向けたモデルづくりが必要である。



(出典) 神石高原町資料

図表 8 地域公共交通に係る町負担額の事業別割合 (R5 年度)

## 課題5 モビリティデータを円滑に集計・共有する仕組みの確立

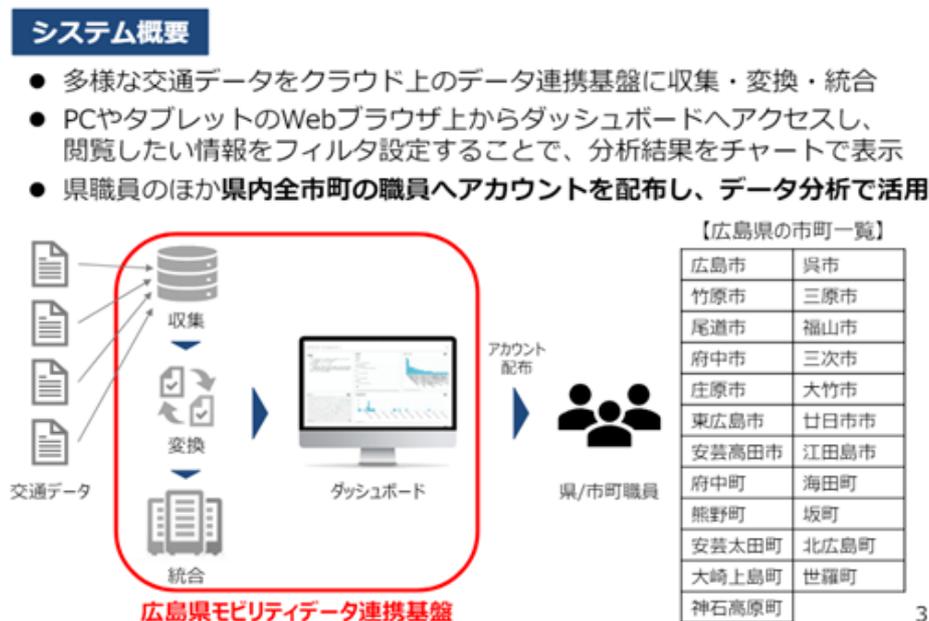
- ふれあいタクシー事業の開始以降、ふれあいタクシーの運行・利用実績に関するデータが蓄積され、地域公共交通協議会において報告・共有されているが、データを入力する作業に負担感を感じている交通事業者が少なくないことや、交通事業者から提出された利用実績等のデータを集計・整理する作業に時間と手数を要していることが問題となっている。

- ふれあいタクシーの利用実績を集計して報告をすることが大変である。
- 利用実績のデータ入力で1日の利用実績毎に全て同じ日付を入力する必要があるが、1箇所だけ入力すると、すべて反映されるようにできれば負担が軽減される。
- システムが便利になっても、それを習得することがさらに負担に感じる。

(出典) 町内タクシー事業者ヒアリング調査結果 (R6 年度実施)

図表 9 業務に関するタクシー事業者からの意見

- 広島県では、複数のモビリティデータや人流データを統合して可視化・分析を行う「モビリティデータ連携基盤」の提供が開始されていることから、モビリティデータを円滑に活用できる環境を構築する必要がある。



(出典) 広島県「広島県における交通データの利活用について」

図表 10 広島県モビリティデータ連携基盤の概要

## 課題6 脱炭素化や災害時の対応

- 脱炭素化へ向けた動きが世界的に重要性を増し、住民の環境意識も高まる中、地域公共交通に関しても輸送効率の向上等による環境負荷の低減が求められている。
- また、近年頻発する大規模災害や感染症の拡大等の社会情勢の中で、生活に必要な住民の移動を確保していくために、地域公共交通の柔軟かつ機動的な対応がこれまで以上に求められている。アフターコロナ等の状況変化も踏まえながら、関係者間で連携し、災害時の運行・連絡体制を再構築する必要がある。

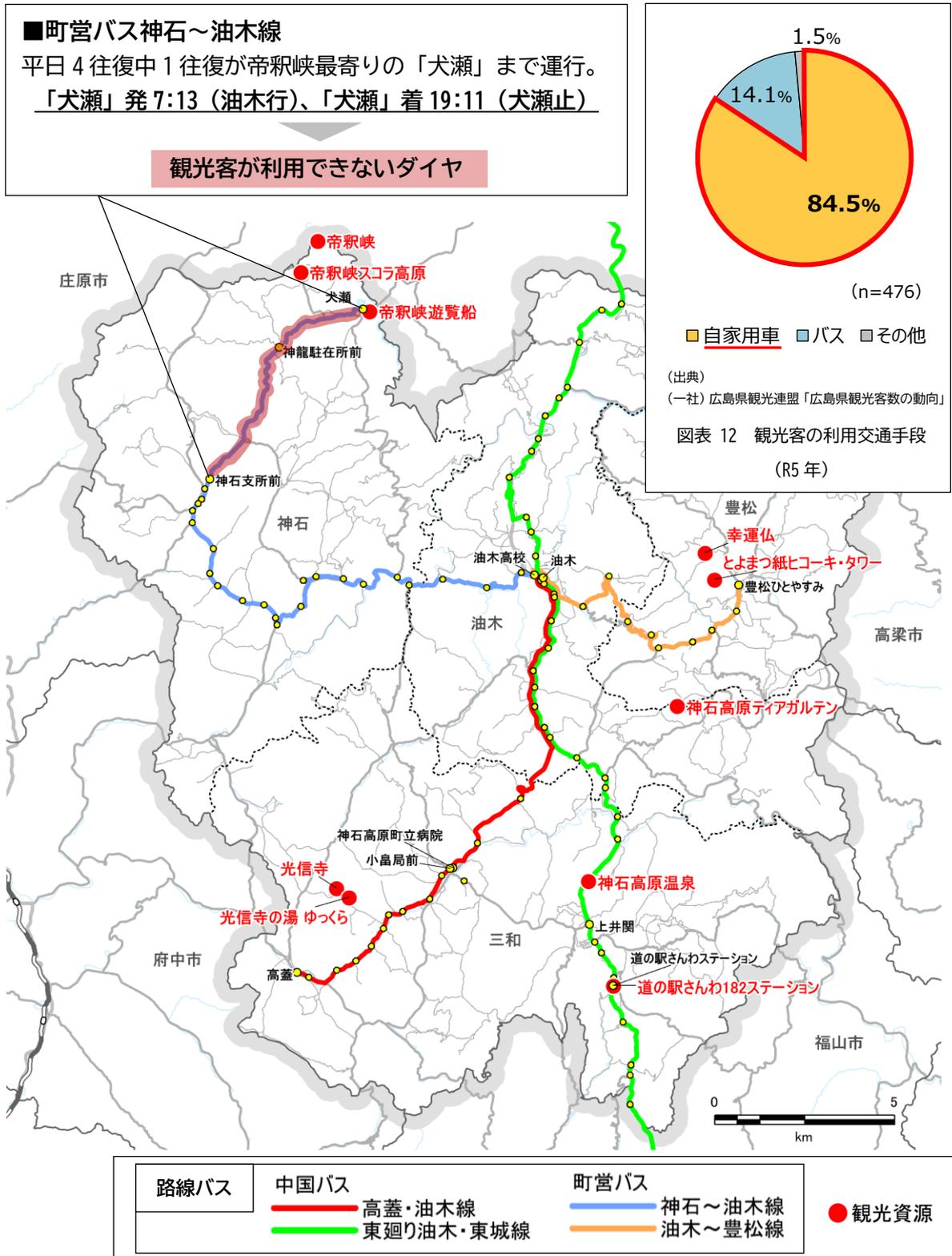


(出典) 広島県地域公共交通ビジョン

図表 11 広島県地域公共交通ビジョン 基本方針 4

## 課題7 観光交流の促進に資する地域公共交通の確保

- 町内には、帝釈峽をはじめとする観光資源があるが、路線バス等の運行時刻が観光利用できる設定になっていない等、地域公共交通によるアクセスが不十分な状況にある。さらに、観光客の利用交通手段の約8割以上が「自家用車」となっており、町内の交通資源を活用しアクセスの改善を図る必要がある。



図表 13 路線バス網と町内観光施設

## 課題8 地域公共交通の周知と利用促進

- 町内を運行する路線バスやふれあいタクシー事業等については、町が発行する「公共交通チラシ」と広報誌にて周知を行っている。今後、利用促進や地域公共交通の認知度を向上させるためには、より一層住民の地域公共交通への関心を醸成する取り組みを行うことが求められる。
- 町の移動支援事業や路線バス等の時刻表の配布、インターネットやパンフレット等による周知、地域の様々な会合での地域公共交通に関する各種事業の説明等を通じて、利用の促進に取り組む必要がある。
- また、減少する移動需要に対して、観光需要や自家用車からの地域公共交通転換等、新たな需要を取り込んでいく必要がある。

### 神石高原町の公共交通

※中学生以上の利用からの乗車時です。

（町営バス）

【神石油木線】 運行委託会社：(有)広田商店 ☎0847-87-0017  
 【油木豊松線】 運行委託会社：(有)三和交通タクシー ☎0847-85-3082

時刻表は、右記のQRコードからご確認ください。

（ふれあいタクシー）

利用目的：町内であればどこでも（病院、買い物、食事など）行くことができます。  
 利用料金：普通車 目的地まで片道最大900円で利用できます。\*に運転手1名乗車時、目的地まで片道最大3,000円で利用できます。  
 利用回数：1人1日2回まで  
 利用できる事業者：町内タクシー事業者及び介護タクシー事業者の普通車・9人乗り車、介護車を利用できます。  
 相乗り：タクシー利用者の1人が利用権を持っていない場合は、相乗り乗客も対象となります。  
 ※「利用権」を持った人が先に申し込む必要があります。  
 ※相乗り乗客は、目的地までの運賃額超過についての乗客が対象です。

対象となる資格要件  
 神石高原町内に住所を有し、次のいずれかに該当する人  
 ①満75歳以上の方  
 ②身体障害者手帳の交付を受けた人  
 ③療育手帳の交付を受けた人  
 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人  
 ⑤特定医療従事者等の交付を受けた人  
 ⑥介護保険に該当する要介護者及び要支援者（介護予防、生活支援サービス事業対象者を含む）  
 ⑦介護予防で運転免許を返納した人  
 ⑧その他町長が認めたい人  
 ・運転免許を所有していない人（18歳以上で学生を除く）  
 ・原付および自動二輪免許のみ保有している人（18歳以上で学生を除く）  
 ・母子健康手帳の交付を受けている人（許可日から出産予定日の後1年間に限る）

申請について  
 ◎役場本庁総務課、各支所で申請してください。  
 ◎必要書類は、右記のQRコードからご確認ください。

（町外医療機関通院者支援事業）

利用目的：ふれあいタクシーを利用して、町外医療機関へ通院できます。  
 ※薬料、看護費（鍼灸・整体マッサージ）は対象外です。  
 利用料金：町外へのタクシー利用片道1回につき、町が9,000円を上限として半額を補助します。  
 ※町外ではふれあいタクシーが利用できます。その場合は、町外から町外医療機関までの料金が対象となります。  
 利用できる事業者：町内のタクシー事業者及び介護タクシー事業者

申請について  
 ◎役場本庁総務課、各支所で申請してください。  
 ◎必要書類は、右記のQRコードからご確認ください。

（運転免許証自主返納者支援事業）

補助対象：神石高原町内に住所を有する65歳以上の人で、運転免許証を自主返納した人（過去3年以内）  
 補助内容：ふれあいタクシーで利用できるタクシー券（1回乗車券）を50枚交付（交付は1回のみ）

申請について  
 ◎役場本庁総務課、各支所で申請してください。  
 ◎必要書類は、右記のQRコードからご確認ください。

※記載内容については、変更になる場合があります。

利用可能なタクシー及び介護タクシー事業者	事業者の問い合わせ先
自由のタクシー 82-2200	自由のタクシー 81-2144
自由のタクシー 87-0017	自由のタクシー 85-2722
エターナタクシー 87-0888	三和交通タクシー 85-3082
東洋の介護タクシー 89-0018	三和交通タクシー 89-7186
	神石支所 87-0211
	豊松支所 84-2211

### ふれあいタクシーならびに関連事業について

令和6年度も引き続き、ふれあいタクシーならびに関連事業を実施します。本年度より、ふれあいタクシー事業については、利用目的に応じて利用料金を一部引き下げます。

◎ふれあいタクシー事業

利用目的：町内であればどこでも（病院、買い物、食事など）行くことができます。  
 利用料金：（普通車） 目的地まで片道最大900円で利用できます。  
 ※ただし、町内の医療機関（歯科、整体を除く）に病院する場合は片道600円で利用できます。  
 〈9人乗り車両〉 目的地まで片道最大3,000円で利用できます。

●対象となる資格要件  
 神石高原町内に住所を有し、次のいずれかに該当する人  
 ①満75歳以上の人 ②身体障害者手帳の交付を受けた人 ③療育手帳の交付を受けた人  
 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人 ⑤特定医療従事者等の交付を受けた人  
 ⑥介護保険に該当する要介護者及び要支援者（介護予防、生活支援サービス事業対象者を含む）  
 ⑦介護予防で運転免許を返納した人  
 ⑧その他町長が認めたい人  
 ・運転免許を所有していない人（18歳以上で学生を除く）  
 ・原付および自動二輪免許のみ保有している人（18歳以上で学生を除く）  
 ・母子健康手帳の交付を受けている人（許可日から出産予定日の後1年間に限る）

●申請について  
 ◎役場総務課、各支所で申請してください。  
 ◎必要書類など  
 ・写真（総務課、各支所で撮影できます） ・対象となる資格要件に該当する証明書、手帳  
 ・年齢が確認できるもの（保険証など）

◎町外医療機関通院者支援事業

利用目的：ふれあいタクシーを利用して、町外医療機関へ通院できます。  
 ※ただし、薬料、看護費（鍼灸・整体マッサージ）は対象外です。  
 利用料金：町外へのタクシー利用片道1回につき、町が3,000円を上限として半額を補助します。  
 ※町外では、ふれあいタクシーが利用できます。その場合は、町外から町外医療機関までの料金が対象となります。

●申請について  
 ◎役場総務課、各支所で申請してください。  
 ◎必要書類など  
 ・受診医療機関の診断書（役場に様式があります）

※ふれあいタクシー事業、町外医療機関通院者支援事業とも利用できる事業者は、町内のタクシー事業者および介護タクシー事業者です。

◎運転免許証自主返納者支援事業

補助対象：神石高原町内に住所を有する65歳以上の人で、運転免許証を自主返納した人（過去3年以内）  
 補助内容：ふれあいタクシーで利用できるタクシー券（1回乗車券）を50枚交付（交付は1回のみ）

●申請について  
 ◎役場総務課、各支所で申請してください。  
 ◎必要書類など  
 ・運転免許証の返納書もしくは運転免許取消通知書 ・年齢が確認できるもの（保険証など）

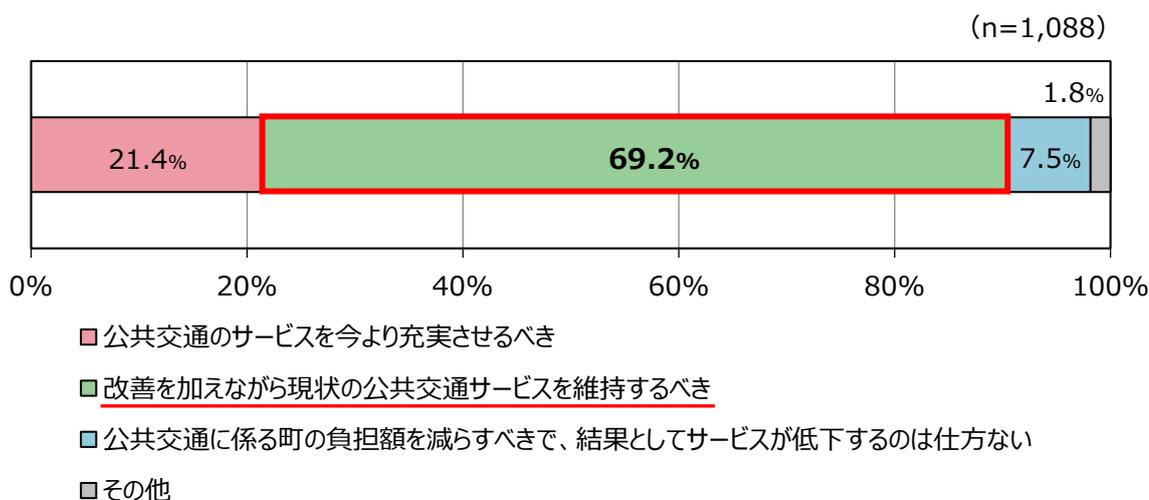
【お問い合わせ先】総務課 ☎0847-89-3330

（出典）神石高原町ホームページ

図表 14 神石高原町の公共交通に関するチラシ、広報誌

## 課題9 地域公共交通に対する関心の醸成と機動的・横断的な実行体制の構築

- 地域公共交通の利用者が減少している中、自家用車から地域公共交通への転換を進めていく必要があるが、普段、地域公共交通を利用しない人への働きかけが進んでおらず、地域公共交通が一部利用者のみの問題として捉えられている側面がある。
- また、住民を対象に行った本町の公共交通に関するアンケート調査結果においても、「改善を加えながら現状の地域公共交通サービスを維持すべき」の回答が69.2%と最も多かった。地域公共交通に係る情報の周知を徹底し、地域公共交通サービスの維持、向上に向けた今後の取組を、行政、交通事業者だけでなく、住民、自治振興会をはじめとする各種団体や協働支援センター等を巻き込んで検討する必要がある。



(出典) 公共交通に関するアンケート調査結果 (R5 年度実施)

図表 15 今後の神石高原町の公共交通に対する意見

## 2-2 目指す姿（神石高原町の将来像）

### 2-2-1 5年後に地域公共交通計画が達成された「神石高原町の将来像」

○本町の上位・関連計画や国の地域公共交通の改善方針を踏まえ、現状の地域公共交通に係る課題を解決し、5年後に実現している「神石高原町の将来像」を下記のとおり設定した。なお、（ ）内は将来像に関連している課題を示している。

#### 将来像1. 運転免許証を返納しても安心して移動できるまち

- 運転免許証を返納して、家族や近隣住民に送迎を頼れない場合でも安心して移動することができます。（課題①）

#### 将来像2. 小・中・高校への通学手段が確保されているまち

- 公共交通機関やスクールバス等により、町内の学校及び近隣の高等学校等へ通学することができます。（課題①）

#### 将来像3. ふれあいタクシー事業等を活用し目的に応じたおでかけができるまち

- 住民がふれあいタクシーや町外医療機関通院者事業等を活用し、目的に応じたおでかけができます。（課題①）

#### 将来像4. 生活圏に応じた地域公共交通サービスを楽しむことができるまち

- 町外の医療機関への通院や、地区内及び地区間を安心して移動できる交通手段を確保することにより、地区によって異なる生活圏に対応した地域公共交通サービスを提供することができます。（課題②）

#### 将来像5. 交通結節機能を活かした、人が集い居心地がいいと感じる場があるまち

- 公共交通機関が結節するエリアには、地域団体等と連携し、既存施設を利活用した明るく居心地のいい待合環境が整備されています。（課題⑦、⑧、⑨）

#### 将来像6. 交通事業者のドライバーが充足しているまち

- 交通事業者と行政が連携して、バスやタクシーのドライバー等、地域公共交通サービスの提供に必要な人財を確保し、安定的に地域の移動を支えることができます。（課題④）

#### 将来像7. データを活用し地域公共交通サービスの改善に取り組むまち

- 地域公共交通の運行・利用実績データを交通事業者や行政等の関係者間で共有し、地域公共交通サービスの改善に取り組んでいます。（課題⑤）

#### 将来像8. 環境に配慮した地域公共交通が実現しているまち

- 再生可能エネルギーにより発電された電力を活用し、環境負荷の低減に寄与した地域公共交通の実現に取り組んでいます。（課題④、⑥）

---

### 将来像9. 災害等有事の際に安全確保の上、生活に必要な移動を確保できるまち

- 災害等有事が発生した場合においても、安全を確認の上、迅速に地域の移動を支えられるよう、関係者間で連携体制を構築し、生活に必要な移動を確保しています。(課題③、⑥)

### 将来像10. 地域公共交通を移動の選択肢の一つとして活用しているまち

- 地域公共交通に関する情報が住民に周知されており、地域公共交通が住民の移動手段の選択肢の一つとして目的に応じて活用されています。(課題④、⑧)

### 将来像11. 町内観光地等に公共交通機関でアクセスでき余暇を楽しめるまち

- 町内の観光地、レジャー・温泉施設やスポーツ施設に公共交通機関でアクセスでき、余暇時間を楽しむことができます。(課題⑦)

### 将来像12. 地域の協働で地域公共交通を活かしたおでかけを創出しているまち

- 住民や自治振興会、商店、観光施設等の多様な主体が協働して、地域公共交通の利用につながる様々な企画を立案・実行しています。(課題①、④、⑦、⑧、⑨)

---

## 2-2-2 地域公共交通の改善を通じて神石高原町が目指す姿

○地域公共交通の改善を通じて計画期間で実現する本町の姿は下記のとおりとする。

**運転免許証を返納して家族や近隣住民による送迎等に頼ることができない場合でも  
安心安全に移動を享受できる神石高原町**

## 2-2-3 神石高原町における地域公共交通の定義

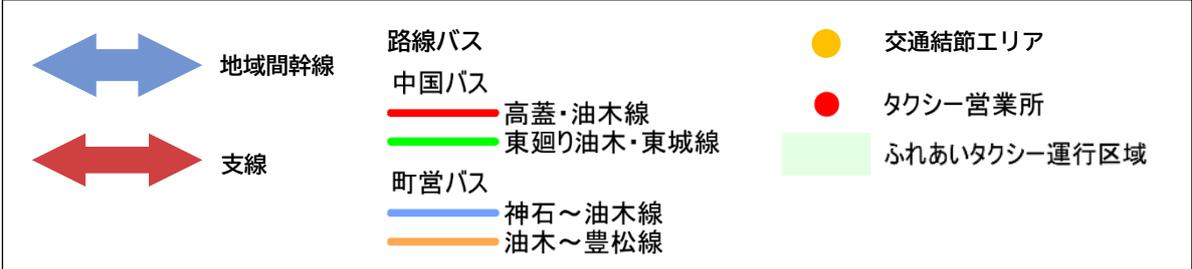
○本町における「地域公共交通」の定義を下記のとおり定める。

**家族や近隣住民に送迎を頼んでいる方や運転免許を持っていない方、障がい者の方  
等の移動に制約を抱えている住民の日常生活における移動手段として主に利用され  
る公共交通機関（町内を運行する路線バス及びタクシー）**

## 2-3 神石高原町の地域公共交通の役割と交通結節エリア

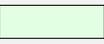
### 2-3-1 地域公共交通の将来ネットワーク

○これまでに整理した地域公共交通の改善を通じて目指す姿等を踏まえ、本町の地域公共交通の将来ネットワークを次のとおり示す。



## 2-3-2 地域公共交通の役割と維持・確保の方向性

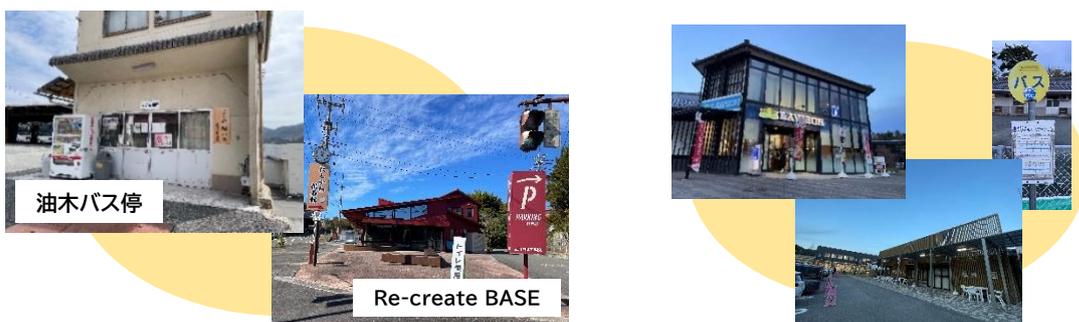
○本町における地域公共交通の役割と、維持・確保の方向性を下記に示す。

位置付け	役割	地域公共交通 (路線・系統)	維持・確保策の方向性
<b>地域間 幹線</b> 	本町と福山市中心部・庄原市東城町を結び、通勤・通学・観光等の移動ニーズに対応する。	<b>路線バス(中国バス)</b> ・ 東廻り油木・東城線(東城駅前～油木～福山)	・ 東廻り油木・東城線(油木～福山)については、国の補助事業である地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助、車両購入補助)を活用し、各種団体等と協働で利用促進に取り組み、運行の継続及びサービス水準を維持・確保する。 ・ 東廻り油木・東城線(東城駅前～油木)については、広島県の生活交通確保対策事業を活用し、各種団体等と協働で利用促進に取り組み、運行の継続及びサービス水準を維持・確保する。
<b>支線</b>  	町内の拠点を結び、通学・通院や地域間幹線への接続等の移動ニーズに対応する。	<b>路線バス(中国バス)</b> ・ 高蓋・油木線	広島県の生活交通確保対策事業を活用し、各種団体等と協働で利用促進に取り組み、運行の継続及びサービス水準を維持・確保する。
		<b>路線バス(町営バス)</b> ・ 神石～油木線 ・ 油木～豊松線	地域間幹線への乗換利用を喚起するとともに、各種団体等と協働で利用促進に取り組み、運行を維持・確保する。
	町内の生活移動及び町外医療機関への通院等の移動ニーズに対応する。	<b>ふれあいタクシー</b>	住民への利用方法等の周知及び町内タクシー事業者をはじめとした各種団体等と協働し、ふれあいタクシー事業等の生活移動に係る事業を維持・確保する。
<b>個別輸送</b>	町外からの観光等の個別の移動ニーズに対応する。	<b>タクシー</b>	各種団体等と協働し観光企画の実施等により、ふれあいタクシーのオフピーク時における、一般タクシーの利用促進を図る。

### 2-3-3 交通結節エリア

○交通結節エリアの役割、整備の方向性について下記に示す。

区分	役割	該当する場所	交通結節エリアの整備の方向性
交通結節エリア ●	路線バス、ふれあいタクシー、自家用車等との乗り継ぎ拠点になるとともに、バス停周辺の施設等を活用した待合環境及び町内外の人が集う地域の交流拠点として機能するエリア。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油木エリア</li> <li>・道の駅「さんわ 182 ステーション」</li> </ul>	バス停を中心に、周辺にある施設を待合場所等として活用し、バス等の待ち時間の有効利用及び目的地や地域の情報の発信、町内外の人が集う交流拠点としてエリア一体で機能することを目指す。



油木エリア

道の駅「さんわ 182 ステーション」

### 2-3-4 地域公共交通確保維持事業の必要性

○令和7年度（補助年度：令和6年10月～令和7年9月）において、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）の対象となる見込みの路線は次のとおりである。

○東廻り油木・東城線（油木～福山）は、本町と福山市中心部を結ぶ唯一の路線であるとともに、通勤・通学等の生活移動をはじめ、来町者の観光目的等の移動手段として利用される本町にとって必要不可欠な公共交通機関である。しかし、人口減少等の社会環境の変化により、自治体や事業者等の運営努力だけでは路線の維持が困難な状況にあり、地域公共交通確保維持事業による路線の維持・確保が必要である。

路線名	起終点	区分	運行の態様	実施主体	補助活用
東廻り油木・東城線	油木～福山	道路運送法第4条の許可（乗合）	路線定期運行	中国バス	地域間幹線系統補助

---

## 2-4 地域公共交通計画の基本方針

○地域公共交通計画の改善を通じて、本町が目指す姿を実現するための基本方針を次に掲げる。

### ■基本方針 1

地域公共交通を必要としている住民が、安心して暮らすことができる神石高原町をつくる

### ■基本方針 2

交通事業者（タクシー事業者、バス事業者）の継続的なサービス提供が可能な地域公共交通を構築する

### ■基本方針 3

地域と共に地域公共交通を活かしたおでかけ機会を創出し、地域内・外の交流を促進する

## 第3章 地域公共交通計画における目標と評価指標

### 3-1 地域公共交通計画の目標

○地域公共交通の改善を通じて、本町が目指す姿を実現するための目標を次に掲げる。

#### ■目標①

通学・通院・買い物を目的とした生活移動手段の確保

#### ■目標②

継続的なサービス提供を可能とする地域公共交通の構築

#### ■目標③

各種団体等との協働による地域公共交通を活かしたおでかけの創出

### 3-2 評価指標 (KPI)

○地域公共交通計画の評価指標について、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の基本方針を踏まえて次のように設定する。

目 標	評価期間	評価指標
《目標①》 通学・通院・買い物を目的とした生活移動手段の確保	短 期	<input type="checkbox"/> ふれあいタクシーの年間利用件数 <input type="checkbox"/> 路線バス（町営バス）の年間利用者数 <input type="checkbox"/> 路線バス（中国バス、町営バス）の運行回数（往復/日） <input type="checkbox"/> 65歳以上※人口当たり運転免許証返納率 <small>※本町が実施する運転免許証自主返納者支援事業の補助対象年齢</small>
	中長期	<input type="checkbox"/> 「道路・交通体系の整備」の満足度
《目標②》 継続的なサービス提供を可能とする地域公共交通の構築	短 期	<input type="checkbox"/> 地域公共交通の維持に係る町負担額 <input type="checkbox"/> 町内タクシー事業者の乗務員数（介護タクシー事業者含む）
	中長期	<input type="checkbox"/> 町内のタクシー事業者数（介護タクシー事業者含む） <input type="checkbox"/> 地域公共交通を利用した町内外の高校への通学及び医療機関への通院の可否
《目標③》 各種団体等との協働による地域公共交通を活かしたおでかけの創出	短 期	<input type="checkbox"/> 地域公共交通の利用促進に係る企画回数
	中長期	<input type="checkbox"/> ふれあいタクシーにおける年間1人当たり利用回数

### 3-3 施策体系

○現状の課題、実現したい将来像を踏まえ地域公共交通計画の施策体系を次のように設定する。



## ■地域公共交通の改善を通じて目指す姿

運転免許証を返納して家族や近隣住民による送迎等に頼ることができない場合でも  
安心安全に移動を享受できる神石高原町

### ■基本方針 1

地域公共交通を必要としている住民が、安心して暮らすことができる神石高原町をつくる

#### ■目標①

通学・通院・買い物を目的とした生活移動手手段の確保

- 施策 1-1 町内タクシーを活用した生活移動手手段の確保
- 施策 1-2 地域特性に合わせた路線バスの利便性向上
- 施策 1-3 町内輸送資源の活用
- 施策 1-4 交通結節機能を活用した拠点整備

### ■基本方針 2

交通事業者（タクシー事業者、バス事業者）の継続的なサービス提供が可能な地域公共交通を構築する

#### ■目標②

継続的なサービス提供を可能とする地域公共交通の構築

- 施策 2-1 地域公共交通事業の改善
- 施策 2-2 地域公共交通事業の業務効率化及び利用状況の可視化
- 施策 2-3 地域公共交通事業従事者（運転手等）の確保
- 施策 2-4 脱炭素化の推進
- 施策 2-5 災害等有事の際の運行体制の確保
- 施策 2-6 町内遊休財産（建物）の活用

### ■基本方針 3

地域と共に地域公共交通を活かしたおでかけ機会を創出し、地域内・外の交流を促進する

#### ■目標③

各種団体等との協働による地域公共交通を活かしたおでかけの創出

- 施策 3-1 おでかけ機会の創出

### 3-4 施策・事業

○地域公共交通の改善を通じて「目指す姿」を実現するため、下記の施策・事業に取り組む。

#### 目標

①

通学・通院・買い物を目的とした生活移動手段の確保

#### 施策 1-1 町内タクシーを活用した生活移動手段の確保

##### 事業 1 ふれあいタクシー事業、町外医療機関通院者支援事業、運転免許証自主返納者支援事業の継続

これまで町が実施してきたタクシー助成事業等を継続し、町内のタクシーを活かした住民の日常生活における移動手段の確保及び自主的な運転免許証の返納を促すことにより交通事故防止に取り組む。

実施主体 町内タクシー事業者、神石高原町

実施スケジュール 毎年度実施

#### 施策 1-2 地域特性に合わせた路線バスの利便性向上

##### 事業 2 路線バス（中国バス、町営バス）のダイヤ及び運行ルートの変更

中国バスと町営バスそれぞれの利用実態や利用者ニーズ、運行環境の変化に合わせてダイヤ及び運行ルート等を改善し、利便性の向上を図る。

実施主体 中国バス、神石高原町（町内タクシー事業者）

実施スケジュール 令和7年度に改善内容を調査し、令和8年度以降随時実施

##### 事業 3 利用の少ないバス停の見直し

中国バス及び町営バスの利用の少ないバス停を把握し、運行の効率化を図る。

実施主体 中国バス、神石高原町

実施スケジュール 令和7年度に見直し箇所を調査し、令和8年度以降随時実施

### 施策 1-3 町内輸送資源の活用

#### 事業 4 スクールバス車両の路線バス車両としての活用の検証

公共交通機関の利用状況やニーズ把握を進める中で、スクールバスが運行していない昼間時間帯のスクールバス車両の活用の必要性及び可能性を検証する。

実施主体 町内タクシー事業者、神石高原町

実施スケジュール 令和 8 年度に車両活用の必要性を検証し、令和 9 年度以降に必要に実施

### 施策 1-4 交通結節機能を活用した拠点整備

#### 事業 5 交通結節エリアにおける待合環境及び交流拠点の整備

油木バス停及び道の駅「さんわ 182 ステーション」を中心とした交通結節機能や周辺施設等を活用して待合環境を整備し、乗換えや生活の拠点として機能するだけでなく、住民、来訪者同士の交流を促進するエリアを構築する。

実施主体 神石高原町

実施スケジュール 令和 7 年度に整備内容を検討・調整し、令和 8 年度以降に整備実施

## 目標

②

# 継続的なサービス提供を可能とする地域公共交通の構築

## 施策 2-1 地域公共交通事業の改善

### 事業 6 ふれあいタクシー事業、町外医療機関通院者支援事業、運転免許証自主返納者支援事業の改善

タクシー助成事業等における利用状況を把握し、利用者負担額や利用条件を見直し、今後も各種事業が継続できるよう改善を図る。

実施主体 町内タクシー事業者、神石高原町

実施スケジュール 毎年度実施

### 事業 7 路線バス（中国バス、町営バス）のサービス改善

中国バス及び町営バスの利用状況や利用者のニーズ・意見を踏まえ、運行ルート及びダイヤ等の改善を図る。

実施主体 中国バス、神石高原町（町内タクシー事業者）

実施スケジュール 令和7年度に改善内容を調査し、令和8年度以降随時実施

## 施策 2-2 地域公共交通事業の業務効率化及び利用状況の可視化

### 事業 8 情報技術等を活用した業務報告の効率化及び利用実態把握の仕組みの構築

デジタル技術を活用して、利用実績や日報の入力、報告、予約管理等の効率化、利用実態を把握する仕組みを構築し、担当者の業務負担の軽減及び地域公共交通の改善を図る。

実施主体 神石高原町

実施スケジュール 令和7年度に実施内容を検討し、令和8年度以降随時実施

## 施策 2-3 地域公共交通事業従事者（運転手等）の確保

### 事業 9 第二種運転免許取得支援事業の継続

第二種運転免許を取得する際の補助事業を継続して行う。

実施主体 神石高原町

実施スケジュール 毎年度実施

## 事業 10 地域公共交通事業者の運転手等募集宣伝支援事業の実施

バスやタクシーの運転手等の地域公共交通事業従事者を募集する際の補助を行う。

実施主体 町内タクシー事業者、中国バス、神石高原町

実施スケジュール 令和7年度に実施内容を検討し、令和8年度以降随時実施

### 施策 2-4 脱炭素化の推進

## 事業 11 地域公共交通への再生可能エネルギーによる電力の活用策の検討

脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの地域公共交通への活用方法を検討する。

実施主体 神石高原町

実施スケジュール 令和8年度までに実施内容を検討し、令和9年度以降随時実施

### 施策 2-5 災害等有事の際の運行体制の確保

## 事業 12 災害発生後の運行計画の作成

災害等発生後、安全を確認の上、住民の生活移動を迅速に確保できるよう、関係各課及び交通事業者と連携し、運行計画を策定する。

実施主体 町内タクシー事業者、中国バス、神石高原町

実施スケジュール 毎年度実施

### 施策 2-6 町内遊休財産（建物）の活用

## 事業 13 町保有の遊休財産（建物）の活用

町が保有している遊休財産（建物）を、公共交通機関の待合所、車庫、事務所等として活用することを検討する。

実施主体 町内タクシー事業者、中国バス、神石高原町

実施スケジュール 令和7年度から令和8年度中に活用方法を調査し、令和9年以降随時実施

## 目標

③

各種団体等との協働による地域公共交通を活かした  
おでかけの創出

### 施策 3-1

#### おでかけ機会の創出

#### 事業 14 買い物先や観光・温泉施設、自治振興会等との協働による地域公共交通を活用したおでかけ機会の企画・実施

町内の買い物先や観光・温泉施設、自治振興会等が協働し、地域公共交通を活用した住民等の外出を促進するおでかけ機会を企画・実施する。

実施主体 自治振興会、町内施設・団体、町内タクシー事業者、中国バス、神石高原町

実施スケジュール 令和7年度に各種団体等と実施内容を検討・調整し、令和8年度以降随時実施

#### 事業 15 地域公共交通の乗車体験会、乗り方教室等の開催

バスやタクシーの乗車体験会や乗り方教室を実施し、地域公共交通の利用促進を図る。

実施主体 自治振興会、町内施設・団体、町内タクシー事業者、中国バス、神石高原町

実施スケジュール 令和7年度に各種団体等と実施内容を検討・調整し、令和8年度以降随時実施

#### 事業 16 地域公共交通の情報発信

地域公共交通の活用方法やお得なキャンペーン等の情報発信を行い、地域公共交通に対する住民の認知度を高める。

実施主体 自治振興会、町内施設・団体、町内タクシー事業者、中国バス、神石高原町

実施スケジュール 毎年度実施

#### 事業 17 ジャンボタクシーを活用した町内の買い物施設等への乗合輸送

町内タクシー事業者が保有するジャンボタクシーを活用し、町内の買い物施設等への乗合サービスを行うことにより、住民のおでかけ機会の創出及び車両の有効活用を図る。

実施主体 自治振興会、町内施設・団体、町内タクシー事業者、神石高原町

実施スケジュール 令和7年度に各種団体等と実施内容を検討・調整し、令和8年度以降随時実施

## 第4章 事業実施スケジュールと計画の評価・検証方法

### 4-1 事業実施スケジュール

○本計画の実施主体と事業実施スケジュールを、以下のように設定する。

※「各種団体」は町内施設・団体等、「住民」は自治振興会等の事業に係る主体を含む。

目 標	事業 No.	事業内容	実施主体					事業実施スケジュール				
			神石高原町	タクシー事業者	中国バス	各種団体※	住民※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動手段の確保 《目標①》 通学・通院・買い物等を目的とした生活	事業1	ふれあいタクシー事業、町外医療機関通院者支援事業、運転免許証自主返納者支援事業の継続	○	○				継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	事業2	路線バス（中国バス、町営バス）のダイヤ及び運行ルートの改善	○	○	○			調査	実施	⇒	⇒	⇒
	事業3	利用の少ないバス停の見直し	○		○			調査	実施	⇒	⇒	⇒
	事業4	スクールバス車両の路線バス車両としての活用を検証	○	○					検証	実施	⇒	⇒
	事業5	交通結節エリアにおける待合環境及び交流拠点の整備	○					検討	実施	⇒	⇒	⇒
継続的なサービス提供を可能とする地域公共交通の構築 《目標②》	事業6	ふれあいタクシー事業、町外医療機関通院者支援事業、運転免許証自主返納者支援事業の改善	○	○				実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	事業7	路線バス（中国バス、町営バス）のサービス改善	○	○	○			調査	実施	⇒	⇒	⇒
	事業8	情報技術等を活用した業務報告の効率化及び利用実態把握の仕組みの構築	○					検討	実施	⇒	⇒	⇒
	事業9	第二種運転免許取得支援事業の継続	○					継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	事業10	地域公共交通事業者の運転手等募集宣伝支援事業の実施	○	○	○			検討	実施	⇒	⇒	⇒
	事業11	地域公共交通への再生可能エネルギーによる電力の活用策の検討	○					検討	⇒	実施	⇒	⇒
	事業12	災害発生後の運行計画の作成	○	○	○			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	事業13	町保有の遊休財産（建物）の活用	○	○	○			調査	⇒	実施	⇒	⇒
各種団体等との協働による地域公共交通を活かしたおでかけの創出 《目標③》	事業14	買い物先や観光・温泉施設、自治振興会等との協働による地域公共交通を活用したおでかけ機会の企画・実施	○	○	○	○	○	各種調整	実施	⇒	⇒	⇒
	事業15	地域公共交通の乗車体験会、乗り方教室等の開催	○	○	○	○	○	各種調整	実施	⇒	⇒	⇒
	事業16	地域公共交通の情報発信	○	○	○	○	○	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	事業17	ジャンボタクシーを活用した町内の買い物施設等への乗合輸送	○	○		○	○	各種調整	実施	⇒	⇒	⇒

## 4-2 計画の目標と評価指標

○事業の進捗状況を確認するための評価指標、目標（値）を以下のように設定する。  
 評価指標の〈 〉は現状（値）の時点を示している。

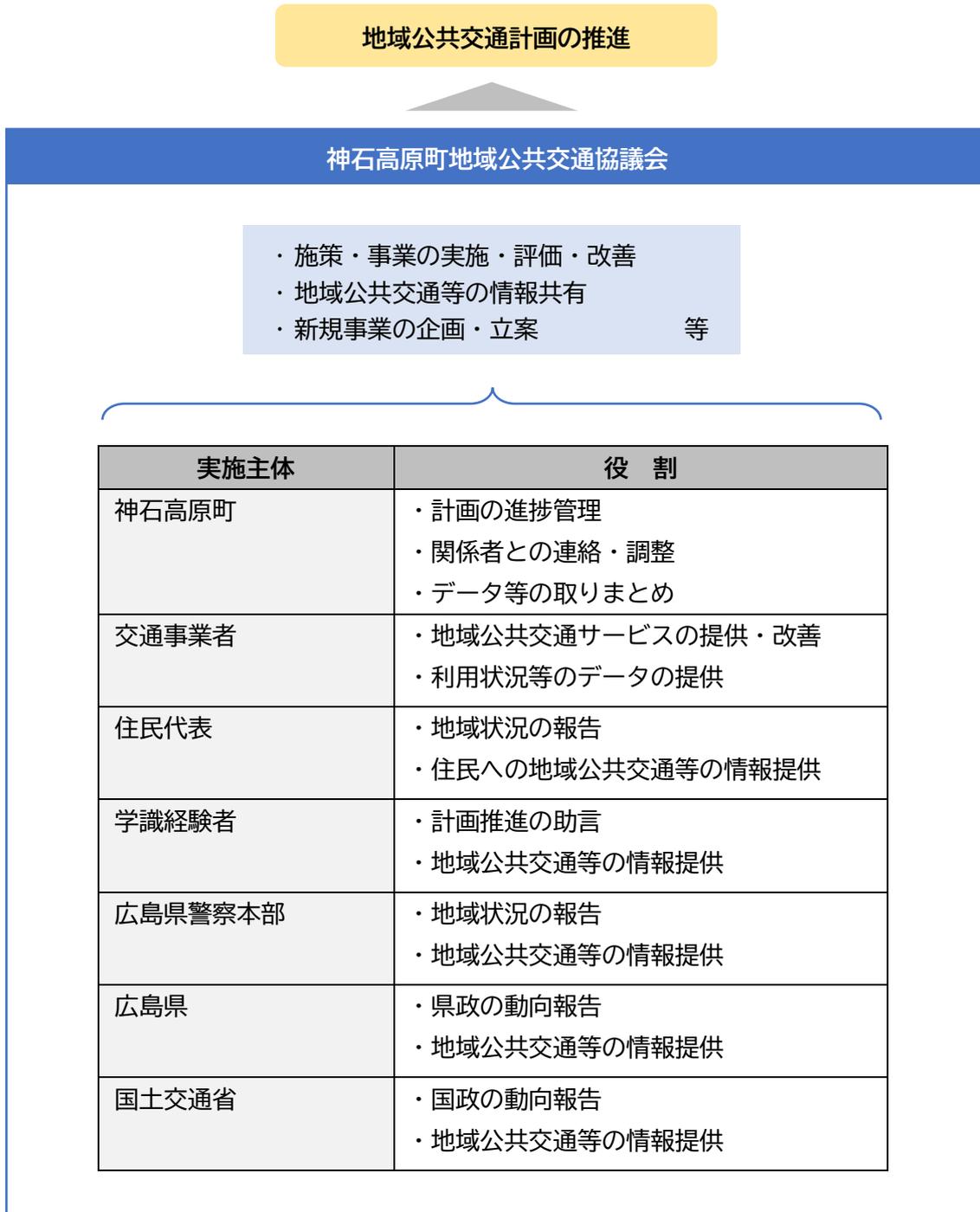
目 標	評価期間	評価指標	現状（値）	目標（値） （令和11年度）
通学・通院・買い物を目的とした生活移動手段の確保 《目標①》	短期	ふれあいタクシーの年間利用件数 〈R5年度〉 【把握方法】 ○町による集計結果より把握	19,952 件/年	19,000 件/年
		路線バス（町営バス）の年間利用者数 〈R5年度〉 【把握方法】 ○町による集計結果より把握	11,278 人/年	10,000 人/年
		路線バス（中国バス、町営バス）の 運行回数（往復/日） 〈R6年12月〉 【把握方法】 ○時刻表より把握	【中国バス】 ・東廻り油木・東城線 （福山～油木） 平日：8 往復 土曜日：2 往復 （油木～東城） 平日：3 往復 土曜日：1 往復 ・高蓋・油木線 平日：3.5 往復	【中国バス】 ・東廻り油木・東城線 （福山～油木） 平日：8 往復 土曜日：2 往復 （油木～東城） 平日：3 往復 土曜日：1 往復 ・高蓋・油木線 平日：3.5 往復
		【町営バス】 ・神石～油木線 （犬瀬～油木） 平日：1 往復 （神石支所前～油木） 平日：4 往復 土曜日：2 往復 ・油木～豊松線 平日：4 往復 土曜日：2 往復	【町営バス】 ・神石～油木線 （犬瀬～油木） 平日：1 往復 （神石支所前～油木） 平日：4 往復 土曜日：2 往復 ・油木～豊松線 平日：4 往復 土曜日：2 往復	
	中期	65歳以上※人口当たり 運転免許証返納率 〈R5年12月〉 ※本町が実施する運転免許証自主返納者 支援事業の補助対象年齢 【算出方法】 ○65歳以上自主運転免許証返納者数 ÷65歳以上人口×100	1.7%	2.0%
		「道路・交通体系の整備」の満足度 （「満足」と「やや満足」の合計） ※神石高原町まちづくりアンケート調 査結果（R5年12月）による 【把握方法】 ○長期総合戦略アンケート調査（中 間調査）により把握	18.3%	20.0%

目 標	評価期間	評価指標	現状（値）	目標（値） （令和 11 年度）
継続的なサービス提供を可能とする地域公共交通の構築 《目標②》	短期	地域公共交通の維持に係る町負担額 （車両購入費を除く） 〈R5 年度〉 【算出方法】 ○補助金・町負担額・委託料の総計	90,369 千円/年	95,000 千円/年
		町内のタクシー事業者の乗務員数 （介護タクシー事業者含む） 〈R6 年 3 月〉 【把握方法】 ○各事業者へのヒアリングにより把握	30 人	30 人
	中長期	町内のタクシー事業者数 （介護タクシー事業者含む） 〈R6 年 3 月〉 【把握方法】 ○各事業者へのヒアリングにより把握	8 者	8 者
		地域公共交通を利用した町内外の高校への通学及び医療機関への通院の可否* 【把握方法】 ○町内の地域公共交通の運行状況から把握 ※「通学・通院の可否」の定義 ・通学の可否： 平日・土曜日に町内外（町外は福山市）の高校へ通学できる地域公共交通が確保されているか否か ・通院の可否： 平日日中の町内外（町外は福山市、府中市、庄原市等）の医療機関に通院できる地域公共交通が確保されているか否か	3 事業の実施及び中国バス、町営バスの運行により可能 【事業】 ・ふれあいタクシー事業 ・町外医療機関通院者支援事業 ・運転免許証自主返納者支援事業 【運行系統】 ・中国バス 3 系統 ・町営バス 2 系統	3 事業の実施及び中国バス、町営バスの運行により可能
各種団体等との協働による地域公共交通を活かしたおでかけの創出 《目標③》	短期	地域公共交通の利用促進に係る企画回数 【算出方法】 ○企画回数の総計	0 回	計 10 回 （計画期間内）
	中長期	ふれあいタクシーにおける年間 1 人当たり利用回数 〈R6 年 6 月〉 【算出方法】 ○年間延べ利用回数 ÷ 利用登録者数	13.1 回/年	15.0 回/年

## 4-3 地域公共交通計画の推進体制と事業進捗状況の評価・検証

### 4-3-1 地域公共交通計画の推進体制

- 本計画の推進については、本町、交通事業者、関連する各種団体等の実施主体が協働し、神石高原町地域公共交通協議会で合意形成を図りながら実施していく。
- 事業の進捗状況については、神石高原町地域公共交通協議会が管理し、定期的に事業の評価・検証を行い、地域や地域公共交通の状況を把握し、必要に応じて計画や施策・事業を見直し、地域公共交通の改善に取り組む。



図表 16 地域公共交通計画の推進体制と実施主体の役割

#### 4-3-2 事業の評価と見直しのサイクル

- 神石高原町地域公共交通協議会を定期的に開催し、具体的な事業計画等について議論するとともに、地域公共交通や各種事業の取組状況を報告する。
- 神石高原町地域公共交通協議会では、事業の進捗状況や評価指標の達成状況の報告を受け、計画期間の3年目に計画全体の中間評価、最終年に最終評価を行う。最終評価は次期計画に反映させる。
- 社会環境の変化や事業の進捗状況によっては、当初想定していた事業の見直し等について協議し、必要に応じて事業計画を改善する。

年度	N年度												N+1年度												N+2年度			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
協議会			協議会								協議会			協議会								協議会						協議会
評価及び施策検討			次年度(N+1年度) 施策検討			次年度(N+1年度) 予算要求(国)		次年度(N+1年度) 予算要求(町)			進捗報告(N年度施策)			前年度評価(N年度施策)、次年度(N+2年度) 施策検討			次年度(N+2年度) 予算要求(国)		次年度(N+2年度) 予算要求(町)			進捗報告(N+1年度施策)				前年度評価(N+1年度施策)		

図表 17 事業評価スケジュール

---

## 付属資料

### 神石高原町地域公共交通協議会規約

平成20年3月18日制定

#### (目的)

第1条 神石高原町地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

#### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県神石郡神石高原町小畠1701番地に置く。

#### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 交通計画及び交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (3) 交通計画の達成状況の評価に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (5) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

#### (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

#### (会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき会長の職務を代理する。

#### (協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 神石高原町長又はその指名する者 若干名
- (2) 住民又は利用者代表 4名
- (3) 一般乗合及び一般旅客自動車運送事業者の代表 各1名
- (4) 広島運輸支局長又はその指定する者 1名
- (5) 広島県知事又はその指定する者 1名
- (6) 一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転手が組織する団体 1名
- (7) 交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 若干名
- (8) 関係する道路管理者、福山北警察署油木交番所長、学識経験者その他必要と認められる者 若干名

#### (会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議決方法は出席委員の多数決とする。

---

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、神石高原町総務課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金その他をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月30日から施行する。

## 神石高原町地域公共交通協議会委員名簿

規約第6条	役職	氏名
(1)神石高原町長又はその指名する者	神石高原町副町長	瀬尾 浩康
(2)住民又は利用者代表	自治振興会油木地区	松藤 正志
	自治振興会神石地区	児玉 修治
	自治振興会豊松地区	石田 金寛
	自治振興会三和地区	小林 繁夫
(3)一般乗合及び一般旅客自動車運送事業者の代表	神石郡タクシー組合 組合長	赤木 利則
	株式会社中国バス 執行役員運輸部長	宇田 雅英
(4)広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官	蔦 真
(5)広島県知事又はその指名する者	広島県地域政策局 公共交通政策課長	丸石 圭一
(8)学識経験者	福山市立大学 都市経営学部教授	渡邊 一成
(8)福山北警察署油木交番所長	福山北警察署 油木交番所長	福嶋慎太郎
(8)道路管理者	神石高原町建設課長	堀井 徹



神石高原町地域公共交通計画

<令和7年3月策定>

発行 神石高原町地域公共交通協議会

(事務局・神石高原町役場総務課)

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠 1701 番地

電話 0847-89-3330